平成２２年（フ）第９９４２号
大阪府守口市京阪本通１―10―32―235　竹本方、住民票上の住所大阪市旭区千林２丁目14番22―208号
債務者　白川　深雪（旧姓竹本・林）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１号
大阪市西成区長橋１丁目５番18号
債務者　樋口　巨治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２号
大阪府守口市長池町６番３―201号
債務者　須内　亜希
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６号
大阪府箕面市桜ケ丘３丁目５番１号
債務者　下出　裕志
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目４番14号
債務者　中西　公彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１号
大阪府東大阪市鴻池本町８番22号　コスモハイム205号
債務者　畑山　政人
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２号
大阪市西成区中開１丁目３番28号ウィンランス　２Ｂ号
債務者　谷口美喜子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６号
大阪府東大阪市島之内２丁目５番10―304号
債務者　大津　　寛
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４８号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目393番地、従前の住所愛知県一宮市赤見４丁目５番９号山の子荘106号
債務者　川野　真一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３１号
神戸市須磨区白川台６丁目23番地の１　303号、従前の住所神戸市西区学園東町１丁目３番地の２
債務者　中島　　憲
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７３号
神戸市長田区戸崎通３丁目１番22号サンとざきＤ棟101号
債務者　岩切　砂織（旧姓十河）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７５号
神戸市兵庫区中道通２丁目１番15号ポムドテール301号、従前の住所神戸市北区泉台７丁目２番地の22
債務者　門前　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８４号
神戸市垂水区高丸４丁目６番４号　サンシャイン高丸205号、従前の住所神戸市長田区御蔵通６丁目203番地の６
債務者　三好　慎也
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０号
青森県八戸市下長４丁目12番26―21号　県営住宅
債務者　松原　健次
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
奈良市東城戸町９番地
債務者　武野　淑江
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３５１号
広島県福山市曙町１丁目15番50号、旧住所広島県福山市御門町３丁目１番33号
債務者　加藤　克秀
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３７０号
広島県福山市春日町６丁目12番７号　ニューシティ藤204
債務者　ステーキダイニング心こと　村上　良次
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係